

令和 2 年 1 月 27 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県環境行政研究会 会長 様

御川における福地基準の水質類型の見直し（検討）

令和 2 年 6 月 3 日付け環化第 51 号による通知に基づき、当研究会に付託されたこと  
とについて、審議の結果、別添のとおり結論を得たので報告します。

河川における環境基準の水質類型の見直し

水質部会報告

令和7年1月27日

静岡県環境審議会水質部会

## 1 趣旨

特選農産物生産調整計画（令和6年6月31日時点の標準第1期）等にて、静岡県知事から河津川等5市域における原産基準の水質指標の見直しについて諮問を受けた。

このことに関する検討を調査委員会から協議された各課会社、以下のとおり実施を行った。

## 2 見直し対象水域

- (1) 河津川水域
- (2) 白川水域
- (3) 沼川上流水域
- (4) 芝川下流水域
- (5) 湯山川水域

## 3 委員会経過

期 日	審 議 事 項
令和6年7月21日	・河津川等5市域における原産基準の水質指標の見直し

## 4 審議内容

本審議会では、河津川等5市域における原産基準の水質指標の見直しに係る審議方針、計画を協議した。

現時点における水質指標（BOD、COD、SS等の有機・無機汚濁物質の指標、濁度）に加え、河川管理者の意見を踏まえ、類型の見直しとすべき水域かどうか、また、当てはめる類型等について検討した。

## 5 審議結果

河津川等5市域について、諮問のとおり上流類型への見直しが適当である。

(1) 河津川流域

河津川水系は静岡県法第98号（昭和66年11月25日）により、河津川水系を「河川A」と指定し、流域利用は「水質の確保」としている。

流域全体での「用途」の中心は75%水質確保は、7年前「河川A.A」の指定基準を準拠している。

しかし、SS平均値、DTP平均値は「河川A.A」の指定基準を準拠して達成している。

流域全体の河川管理者から、水質確保の「河川A.A」の指定しに反対する旨の意見が押寄せられている。

したがって、水質確保を見直し「河川A.A」とするのが妥当である。

また、流域利用は、既に指定基準を準拠して達成しているため「水質の確保」とすることが妥当である。

施設	類型	指定期間	指定種目	指定地点	目的
河津川流域	河川A	水質の確保	SS、DTP 平均値	流域	水質の確保 水質の確保



類型	指定期間
河川A.A	水質の確保

## (2) 白田川水質

白田川水質は静岡県庁が公表する（平成9年3月25日）により、白田川水質の水質項目を「河川A」に指定し、濃度規程は「河川B標準」としている。

濃度規程の「しらかみ法」のBの175%水質規程は、つまり「河川AA」の濃度規程を達成している。

すなわち、S-S平均値、BOD平均値は「河川AA」の濃度規程を達成して達成している。

流域町内の河川管理者から、水質検査の「河川AA」の見直しに反対する旨の意見が寄せられていない。

なお、掛川地区の「濁合盛」（令和元年現在には上流の「肥田盛」で濁出）において、令和4年度にBODの175%水質規程がなかったのは、流量が少なかったことによるものと考えられる。

したがって、水質規程を規程し「河川AA」とするのが適正である。  
 尤も、濃度規程は、既に河川基準を超過しているため「河川B標準」とすることが適正である。

河川	河川名	濃度規程	指定年月	水質規程	水質目的		河川名	濃度規程
白田川水質	河川A	河川B標準	令和11年	しらかみ法	水質目的 農水用途	⇒	河川AA	河川B標準

### (3) 沼川上流水域

沼川上流水域(河川区画)の更新(平成16年(4月20日))により沼川第2次水質分岐点から上流の水質基準を「沼川C」に設定し、流域目標は「直ちに達成」としている。

なお、令和5年度の沼川上流水域の見直しに係る県環境審議会答申で、「4年連続してBのB55%水準以上が上記の基準を達成している沼川上流水域(沼川C)について、令和5年度の調査結果を踏まえ、見直しを検討すること」が求められている。

流域目標の「井田川橋」のB50%水準水質値は、令和元年からの5年度の5年間「11回」の達成率を達成している。

一方、S55%水準、B50%水準は「沼川B」の達成基準を超過して達成している。

流域目標は河川管理者から、水質改善の「沼川B」の見直しを反映する旨の意見が提出されている。

したがって、流域類型を見直し「沼川B」とするのが適当である。

また、達成率が高く、Bに更新基準を超過して達成しているため「直ちに達成」とすることが適切である。

河川	区画	流域目標	更新前	更新地点	更新目的	更新後	流域目標
沼川第2次水質分岐点から上流	沼川C	直ちに達成	B55%以上見直し	水質改善	県定更新流域設定	沼川B	直ちに達成

#### (4) 芝川下流の水域

芝川下流水域(静岡県内)は、平成元年(3月22日)より多岐町(現から下流の芝川)を「河川A」に指定し、建設期間を「直ちに建設」としている。

建設期間中の「建設費」のR(15%)は建設費は、6年間の「河川A」の建設費を意味している。

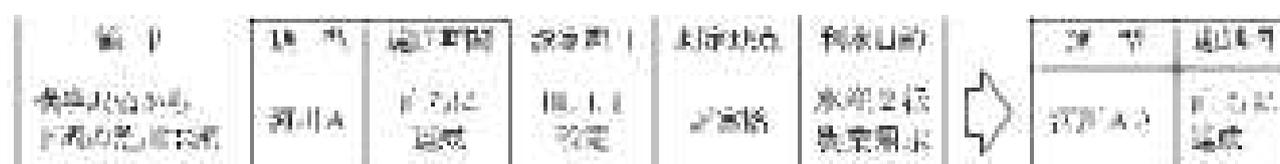
また、S,S率(建設費)のR(15%)は「河川A」の建設費が前提して算出している。

流域の「国土」から、「芝川上流(河川A)」に対して、令和4年度までの0.7%水質値が環境規制に不適合となっているたの見直しに「対する」旨の意見が提出された。

しかし、芝川下流では見直しに「対する」0.7%水質値が「河川A」の「国土」を「それ以上」水質して「建設」しており、上流側の「見直し」水質を「それ以上」水質改善に「対する」取組を行うこと「から」見直しを「実施」するのが「適当」と判断する。

したがって、水質改善を見直し「河川A」とするのが「適当」である。

また、建設期間が、既に「河川A」を「建設」しているため「直ちに建設」とすることが「適当」である。



## (5) 馬山川流域

河川水質汚濁防止法第19条第1項第6号(昭和46年11月30日)により、馬山川流域の本流域境界を「河川B」に指定し、指定期間は「3年」としている。

流域境界線の「色大橋」のBのB75%水質値は、9年度「河川D」の流域境界を達成している。

前1、Dの平均値は「河川B」の流域基準を継続して達成しているが、S.S平均値は直近3年間のうち令和元年・2年度に「河川B」の流域基準を達成していない。

流域の現状から、8年度における水質調査調査で、しばしば河川Bの流域境界を超過する項目(色、S.S)があるため先述のとおり「色」の値が見出された。

水質委員会では、Bの値が多少高い場合であっても、おおよそ75%水質値が十分満たされている場合には見直しを実施しており、又、馬及び山崎ではB100%が流域基準値に達成されており、BのB75%水質値の流域基準値に達成を促すことによって流域境界の見直しを実施していることから、見直しを実施することが適当であると判断する。

したがって、流域境界を見直し「河川B」とすることが適当である。

また、指定期間については、既に流域基準を継続して達成しているため「既に達成」とすることが適当である。

経 緯	流 域	指定期間	達成率	大府地点	河川Bの 水質汚濁 改善率	⇒	指 定	達成率
	馬川B	3年	75%以上 達成	色大橋			河川B	既に達成

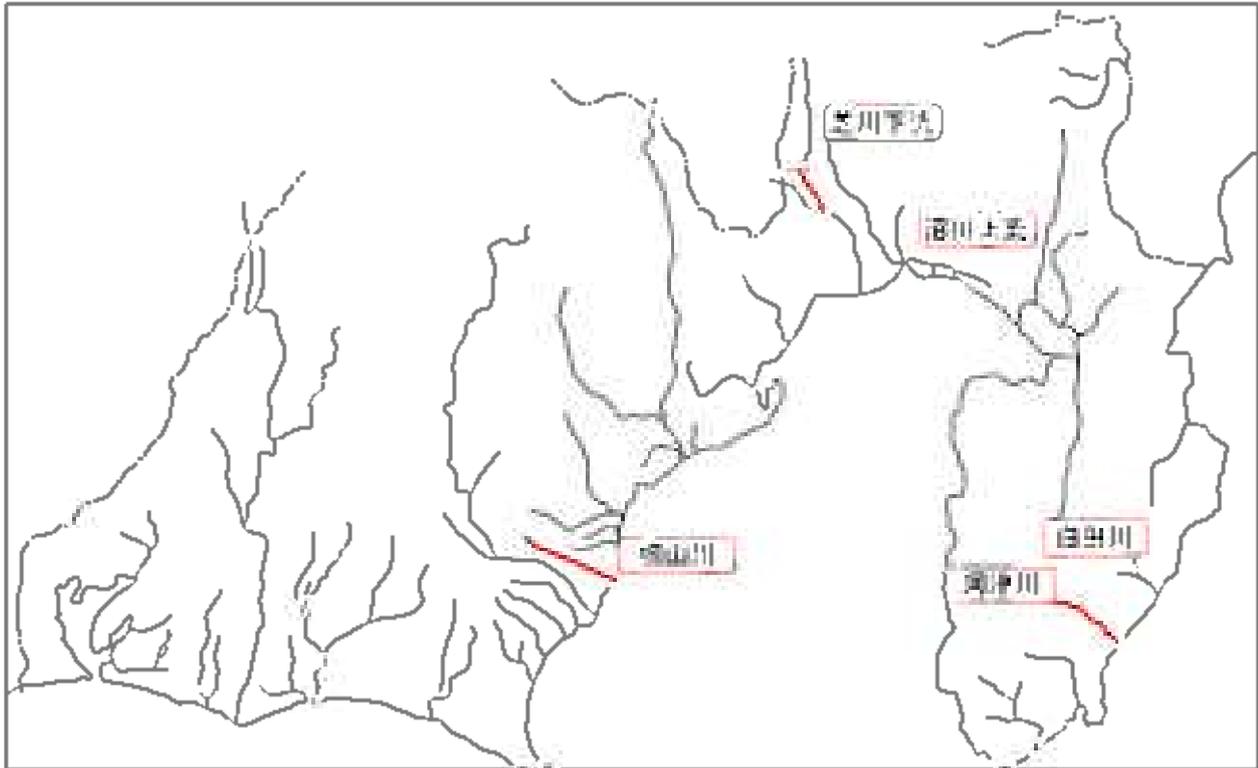
## 6 その他

令和2年度の水質調査において、流域境界線の「馬川大橋」(河川Bの河川B100%位置)であり、河川の影響を受けていることから、「馬川大橋」の水質については、流域境界の流域基準の維持状況を確認したいとされ、当該河川の改良が求められた。

このため、河川の影響を受けている流域境界線における水質の評価方法について答復したところ、直近3年間のうち塩素イオン濃度の年間平均値が1,000mg/L(流域基準値の10%相当)より高い場合がある流域は、河川の影響がない流域調査地点も含め、当該調査地点の結果を除外して流域境界線の改善を評価することが適当であるとの結論が得られた。

ただし、年間平均値が1,000mg/L(流域基準値の10%相当)超過の水質であっても、塩素イオン濃度の日平均値が非常に高い場合は、水質委員会にて河川に連絡することが適当である。

## 見直し対象の5水域



## 環境基準点における 海水の影響について

令和7年1月27日

くらし・環境部環境局生活環境課

1

### ○環境基準点における海水の影響について (令和4年度水質部会で指摘された課題)

水質	読城市による見直しへの 反対意見	審議の結果
瀬戸川下流及び 新比良川下流	市独自の水質調査BOD75%水質値が 環境基準非達成(焼津市、藤枝市)	環境基準点の「当日大橋」は瀬戸川の 河口付近に位置しており、海水の影響 を受けていることから、「当日大橋」の 水質だけでは、水質全体の環境基準 の維持達成状況を判断できない。

⇒令和4年度の水質部会にて、類型の見直しが審議され、見送りを決定  
環境基準点の水質評価の方法について検討する必要あり

2

## ○海水混入率及び塩素イオン濃度

「日本の通常の河川水では塩分濃度はほぼ0「‰」として良いので、海水の混入率は塩分濃度に比例し、海水塩分35「‰」で100%になると想定される。」(環境省環境平等部川年5月17日編入第19-2-図表第56-2より引用)

河川への海水混入率(%)	塩素イオン濃度(mg/L)
100	19,374
50	9,687
10	1,937
5	969
1	194

海水塩分35‰を海水混入率100%とし、塩素イオン濃度の換算式  
 $塩分S(\%) = 1.00655 \times 塩化物イオンCl^-(mg/L) \div 100\%$ (参考値(1990)「海洋観測指針」より)  
 を用いて算出

3

## ○海水の影響に係る令和5年2月調査



【調査日】令和5年2月22日(干潮時刻12:55)  
 【結果】「C牛田橋」及び「D朝比奈川橋」は、塩素イオン濃度が194mg/L(海水混入率1%相当)より低く、海水の影響を無視できる程度と考えられる  
 ⇒「牛田橋」と「朝比奈川橋」を追加調査地点に設定

地点	時刻	塩素イオン濃度(mg/L)
A当巨大橋 (橋本基準点)	10:55	4,259
	11:25	5,635
	11:55	5,003
	12:25	4,895
	12:55(干潮)	5,409
	13:25	3,584
	13:55	2,504
	14:25	2,673
	14:55	3,188
B入江橋	12:52	503
C牛田橋	12:58(左岸)	164
	13:02(右岸)	155
D朝比奈川橋	13:13	113

4

# ○今後の方向性

⇒海水の影響が少ない地点を補助点として追加調査し、  
当地点の結果を加味し環境基準点の水質を評価

## 令和6年度調査概要

**場所** 瀬戸川下流及び  
朝比奈川下流  
**時期** 令和6年4月～  
令和7年3月  
(年12回)  
**調査地点**: 牛田橋、朝比奈川橋  
**調査項目**: 生活環境項目等  
(BOD、SS、pH、  
大腸菌数、  
塩素イオン濃度)



5

# ○その他海水の影響がある地点の評価方法(案)

水域名	測定地点	塩素イオン濃度 (mg/L) 200～250 mg/L 250～300 mg/L 300～350 mg/L 350～400 mg/L 400～450 mg/L 450～500 mg/L					
		R0	R1	R2	R3	R4	R5
P川	堤防	2,000～5,000	3,000～1,100	1,000～5,000	1,000～7,000	400～1,000	100～1,000
		3,000	3,000	2,000	3,000	2,000	2,000
	川底 四ノ川橋	100～100	100～100	100～100	100～100	100～100	100～100
		10	10	10	10	10	10
瀬戸川下流 及び朝比奈川 下流	内川入橋	200～14,000	200～10,000	100～11,000	100～14,000	200～7,000	200～1,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
赤心川	六宮橋	200～8,000	200～8,000	100～6,000	200～8,000	200～6,000	200～1,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
朝比奈川	堤防	200～11,000	100～1,000	200～1,000	100～11,000	1,000～11,000	200～11,000
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
朝比奈川下流	白河橋	100～1,000	100～1,000	100～1,000	100～1,000	100～1,000	100～1,000
		100	100	100	100	100	100
		1,000	100	100	1,000	100	100

2地点を  
合わせて  
評価

塩素イオン  
濃度調査

高塩調査  
地点

※1 海水混入率(及び塩素イオン濃度) 1%(10mg/L)、5%(100mg/L)、10%(1,000mg/L)、50%(5,000mg/L)  
※2 令和5年度の調査結果は暫定値  
○5年間のうち塩素イオン濃度の年間平均値が1,937mg/L(海水混入率10%相当)  
より高い場合がある水域⇒環境基準点と追加調査地点を合わせて水質評価

6

## 今後の予定

時期	内容
令和6年6月3日	第1回環境審議会に諮問
令和6年7月	第1回水質部会で審議
令和6年10月	第2回水質部会で審議
令和7年1月	第3回環境審議会へ報告及び答申
令和7年1～3月頃	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和7年4月1日※	新しい水域類型の適用

※水質汚濁防止法に基づく常時監視は年度単位で実施しているため、適用の日を4月1日とする。